

要電源児者の把握及び災害時支援等体制に係る状況等調査 結果統計

1 要電源児者の災害時支援担当部局

障がい福祉部局	28
防災担当部局	1
その他の部局	0
担当部局なし	13

担当部局なし 理由

- ・明確に示されていないため
- ・特に担当課を決める協議を行っていないため
- ・災害発生後に設置される災害対策本部により支援等を決定する。
- ・担当という形で定めておらず、各課連携をとって行っているため
- ・本格的な協議ができていない。対象者の把握(基準)が難しく、対象者の正確な情報もつかみにくい。
- ・要電源者として区別していないため
- ・対象者を把握していないため
- ・未検討
- ・明確な担当部局が定まっておらず、各課においてその業務範囲内の要支援者を把握している状態である。
- ・支援対象者の把握をしていないため
- ・要電源児者の把握は障害担当課でも医療担当課でも行っていない。要電源児者の災害時における支援は保健師の担当と思われるが、担当部署や担当係が定められていない。

2 医療的ケア児者の把握状況

(1) 医療的ケア児者の把握について

①個人を特定して把握している	2 (5%)
②個人を特定しての把握に努めているが、十分な把握には至っていない	13 (31%)
③把握に努めた結果、現在対象者は市町村内にいないことを確認済である	4 (10%)
④個人を特定しての把握をしていない	20 (48%)
⑤その他	3 (7%)
その他 記載	
<ul style="list-style-type: none"> ・今年度、避難行動要支援者名簿・個別計画にて把握に努めている途中である。(人数記載なし) ・各課においてその業務範囲内で、必要な限り要支援者を把握している状態。 ・要電源児者として把握はしていない。業務上知り得た範囲で、児1名と者2名を把握している。 	
要電源児者数を把握している市町村数(①+②+「その他」回答のうち2市)	17 (40%)
把握されている要電源児者数	119

(2)把握している医療的ケアの状況と把握の方法等について

ア 把握した情報に医療的ケアの内容は含まれますか。

回答対象市町村数	15
医療的ケアの内容、使用している医療機器の型式、稼働に必要な電力量等の詳細な情報を把握している	0 (0%)
医療的ケアの内容、使用している医療機器を把握している	4 (10%)
医療的ケアの内容を把握しているが、使用している機器は把握していない	7 (17%)
医療的ケアの内容については把握していない	3 (7%)
その他	1 (2%)
その他 記載 ・医療的ケア児に対しては医療機器を把握している。日常生活用具申請の方は把握していない。	

イ (1)に係る把握方法を次の中から選択してください。(複数選択可)

回答対象市町村数	19
身体障害者手帳、療育手帳等の手帳情報	10 (障がい福祉)
特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等の申請時診断書情報	6 (障がい福祉)
障害福祉サービス等の支給決定状況等受給者証情報(区分認定調査時の情報、アセスメント内容)	8 (障がい福祉)
障がい福祉担当課等の窓口への相談、保護者からの情報提供	9 (障がい福祉)
児童発達支援管理責任者等によるサービス等利用計画、モニタリング等の情報	5 (障がい福祉)
日常生活用具の申請、支給状況	10 (障がい福祉)
医療的ケア児支援の協議の場又は障害者自立支援協議会等の情報	5 (障がい・保育)
避難行動要支援者名簿の登載情報	4 (障がい・防災)
医療機関からの情報	7 (医療分野)
母子保健法に基づく乳幼児健康診査等	7 (保健)
訪問看護ステーションからの情報提供	6 (医療分野)
その他	1
その他 記載 ・子育て世代包括支援センターでの妊産婦支援、その後の母子保健事業での継続支援の進捗管理で把握。	

ウ 要電源児者に関する情報を共有している部課名を記載してください。(複数回答可)

回答対象市町村数	19
障がい福祉担当課	17
保健担当課	8
その他の福祉担当課	5
その他福祉担当課 記載 ・高齢福祉担当課 ・振興事務所(保健師) ・保険長寿課 ・地域包括支援センター ・地域包括ケア課	
防災担当課	1
上記以外の担当課	0

エ 医療的ケア児者の把握にあたり市町村で独自に行っている取組みや苦慮している点等がございましたら記載してください。

回答市町村数	23
記載	
<ul style="list-style-type: none"> ・病院からの退院情報の情報提供先が統一されていない。医療的ケア児が初めて退院する場合は、病院のコーディネーターから情報提供があるが、児童担当課や保健センター、支援センターに電話が入る等情報提供先が病院により違う。内部で情報交換しているが、各市町の医療的ケア児退院情報提供先一覧があれば退院支援がスムーズに行え、早期の把握に繋がる。 ・子育て世代包括支援センターでは、RIから妊産婦支援を行う中で医ケア児の把握を行い台帳管理している。完全な把握、台帳管理とはいえない現状。 ・病院や保健所等との連携がされておらず、また扱う内容が個人情報であり連携がとれていない。 ・保健担当課や医療機関との連携、情報共有の必要性の理解がされていない。 ・実態の把握に苦慮している ・介護者が不在の時の留意事項を示した「わたしのサポートノート」を作成し、常時携帯を依頼。この「ノート」は避難行動要支援者の個別計画に添付するとともに、地域の支援者、希望の避難所にも情報共有。 	

(3)情報の更新について

回答対象市町村数	19			
定期的更新	3	最終更新日	1ヶ月以上2ヶ月未満	2
更新間隔			2ヶ月以上6ヶ月未満	1
・1年ごと				
不定期更新	13	最終更新日	1ヶ月以上2ヶ月未満	1
障害福祉サービス受給申請時	8		2ヶ月以上6ヶ月未満	1
等、来庁時に更新			6ヶ月以上	4
その他	5			
不定期更新その他 記載				
<ul style="list-style-type: none"> ・情報を把握した都度、台帳に追加(2) ・避難行動要支援者名簿の更新 ・医療的ケア児支援の協議(ケース会議)以降の変更事項の共有 ・死亡者、転出者等を把握 				
その他	3			
その他 記載				
<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスのモニタリング時(計画作成時)に把握 ・集約していない ・相談福祉専門員との情報交換・医ケア部会の開催時等、随時更新 				
更新していない	0			

(4)要電源児者の把握に係る課題等について

<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアを必要とする方の全てが身体障害者手帳等を取得する訳ではないため、障がい福祉部局で全対象者を把握することができない。 ・医療的ケア児者の特定については、市だけでなく、医療機関、訪問看護ステーション、保健所、保育所等の関係機関が把握している情報を集約する必要があるが、個人情報保護もあり情報提供が困難。 ・福祉サービスを利用していない方の情報入手が難しい ・当初の抽出方法が分からない ・要電源児者の把握は、(2)イより概ねできているが、災害時の混乱下において個別に行政として十分な対応ができるかは疑問であり、把握=「公助できる」ではないことが課題である。 	
--	--

- ・障害福祉サービスの認定調査又は日常生活用具支給状況により、これらの制度を利用している者に限り、要電源児者の把握をすることは可能であるが、制度の利用をしていない者の把握は困難であり、また、防災担当課との情報共有もできていない。
- ・個人情報の開示にどこまで協力してもらえるのか。
- ・障害福祉サービス等利用者は把握することができるが、医療機関等からの支援要請がない市民は把握できていない。
- ・家族からの申出、手帳を所持していない場合把握が難しい。
- ・電力会社から、停電時優先供給してもらおう対象となっていると聞いているが(主治医)、防災担当からは、ピンポイントでの供給は難しいのではないかと聞かれている。非常用電源装置を備えておくとよいと思っている。
- ・把握方法が不明である
- ・関連機関からの情報や自己申告に頼っており、避難行動要支援者個別計画の未提出者の把握ができない懸念がある。
- ・窓口に来庁や電話での相談がないと把握できない。保護者や支援者からの声が上がらなると、各課連携ではすべての把握ができないこと。
- ・子育て世代包括支援センターでの医ケア児の把握は、避難行動・個別計画に沿ったものにはなっていない現状。福祉政策課との共有で各々が目的に合った支援に活用できる体制を検討する必要がある。
- ・病院や保健所等との連携がされておらず、また扱う内容が個人情報であり連携がとれていない。
- ・個々の現状の把握が難しい。確認が必要と考えられる件数が多く、確認に必要な人材の確保の調整がつかない。
- ・災害時の要援護者台帳を作成する部署は防災安全課だが、要電源児者を特定することをしていないため、障がい福祉部門からの情報も手帳所持者というくくりで共有しているのみ。障がい福祉での把握も十分にできていない。
- ・実態の把握が難しい
- ・日常生活用具支給者であれば使用している機器がわかるものもあるが、要電源児者であるかは調査をしなければ把握できない。
- ・手帳情報のみしか市町村には情報がなく、必ずしも要電源児者であるかどうか判断できない。国又は県の施策として医療用ケア用品の使用者を登録制にすることやメーカーやメンテナンス業者と行政の連携を検討してはどうか。
- ・各部署との情報共有
- ・関係機関(病院等)から特段情報提供があるわけでもなく、対象者やご家族からも相談自体がない。ただ、個別に停電に備え電力会社に相談をしていると聞いたことがある。
- ・自己申告でしか把握ができない。
- ・要電源児者の把握に関して、主管課が定まっておらず、情報の共有が進んでいない。
- ・どのようにして該当者を把握するのか
- ・要電源児者が在宅から施設などへ居住地を移した(住所異動手続きを行わない)場合、家族からの申し出がないと把握ができない。
- ・障がい福祉課で把握できない高齢者等の把握方法
- ・要電源児者の対応に関する部署がハッキリ定められていない。(要医療者なのか、障害者なのか、高齢者なのか)

3 避難行動要支援者名簿及び個別計画について

(1) 所管部局について

避難行動要支援者名簿の管理部局

障がい福祉部局	27
防災担当部局	11
その他の部局(高齢福祉)	4
回答なし	0

個別計画の作成部局

障がい福祉部局	22
防災担当部局	9
その他の部局	5

その他の部局 内訳	・高齢福祉部局(2) ・社会福祉協議会(1) ・自主防災組織(1) ・なし(1)		
-----------	---	--	--

回答なし	4
個別計画未策定	2

(2) 避難行動要支援者名簿における要電源児者の掲載

掲載市町村数(要電源児者の掲載数)	5 (22)
未掲載市町村	37

掲載していない理由

- ・障がいの内容、使用している機器等をたずねていないため。
- ・個人を特定しての把握ができていないため ・掲載要件(独居)に該当しないため
- ・障害1・2級以上の者を掲載することとしており、要電源児であるか不明。
- ・名簿作成時に要電源児者の把握を行っていないため
- ・障害者手帳所持者を掲載しているが、要電源児者という区分で登録を行っていないため、実際の人数がわからない。
- ・登録申出者未提出のため ・要電源児者を把握していない。 ・把握が完了していないため
- ・正確な把握に至っていないため ・要電源児者としては記載しておらず、障害等の種別のみ掲載。
- ・「要電源者」としての区別をしていない ・現在対象者が町内にいないため ・該当児がいない
- ・町内で対象者の存在を確認していない ・個人を特定して把握していないため
- ・障がい児者として掲載しており、要電源児者として把握していない。
- ・避難行動要支援者システムの仕様により、当該項目がないため。
- ・要電源児者に特化した集計は行っていないが、特記事項欄(自由記述)を設けている。
- ・要支援者名簿には手帳の等級のみ記載。作成を希望された方のみ個別計画を作成。この段階でさらに詳しい情報を記載する。
- ・情報提供されている人といない人がおり、要電源児者として把握していないため

(3)要電源児者に対する個別計画について

作成市町村数(要電源児者の作成数)	2 (8)
未作成市町村数	28

作成していない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機器を使用する障がい児者の支援者となれる方の確保が困難なため ・今後、相談支援専門員と協同し、作成する予定です。 ・名簿作成時に要電源児者の把握を行っていないため ・特になし ・対象者の把握ができていないため ・登録申出者未提出のため ・申請書に「特記事項」として配慮してほしいこと等を記入してもらっているため ・今後取り組む予定。サービス利用者には防災アンケートを実施中。 ・該当者なしのため ・優先順位を定め順次作成を行っており、該当者の作成には未だ至っていない状況 ・どのような方法で誰が作成するかが決まっていない。 ・避難行動要支援者システムの仕様により、当該項目がないため。 ・全体の個別計画を作成していないため ・対象者なし。対象者があれば随時作成。 ・部署がハッキリ定められていないため
-----------	---

その他	11
-----	----

その他 記載	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの内容、使用している機器等をたずねていないため。 ・避難行動要支援者名簿に掲載される要件のひとつを、身体障害者手帳1・2級(心臓・じん臓機能障害のみで該当する場合を除く)と定めており、この要件に該当し、平常時からの外部提供に同意している方のみ個別計画を作成している。 ・障がい者の個別計画についても作成している、要電源児者という区分で登録を行っていない。 ・避難時に注意する事柄を記載する特記事項欄はあるが、電源の要不要まで記載されていない。 ・避難行動要支援者としての個別計画は作成している(不定期) ・名簿に掲載していない ・地域の自治会や自主防災組織の方と相談して作成 ・要電源児者を含め名簿登録者全員の個別計画を作成中。 ・要電源児者を特定して把握していない
--------	--

回答なし	1
------	---

(4)要電源児者に対する個別計画の掲載情報について(複数回答可)

使用している医療機器の種類・名称	1
想定される避難先の名称・連絡先等	4
具体的な避難の方法	2
かかりつけ医療機関と後方支援の医療機関 名称・連絡先	6
電源確保の手段	0
その他	2

その他 記載	<ul style="list-style-type: none"> ・要電源児者として把握していないが、身体障害者手帳1・2級(心臓・じん臓機能障害のみで該当する場合を除く)に該当し、平常時からの外部提供に同意している方は、氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・緊急連絡先・必要な支援・避難する際の注意事項を掲載している。 ・寝室の位置、普段いる部屋、サービスの利用状況など。
--------	---

※(3)にて「作成している」又は「その他」と回答のあった市町村から回答あり

(5)障がい者等自らが、避難行動要支援者名簿への掲載を市町村に求めることができる仕組みについて(複数回答可)

取組んでいる市町村数	30
身体障害者手帳又は療育手帳所有者へ個別周知	21
障がい福祉担当課等の窓口等、来庁時に周知	12
広報等の全戸配布により周知	8
その他	11
その他 記載 ・民生委員・児童委員による掘り起し ・市HPでPR ・問い合わせに回答する ・福祉課において、新規障害者手帳交付時等に周知 ・子どもの人数については、子育て世代包括支援センターで把握している。 ・避難の理解力向上キャンペーンの中でも説明している・民生委員や自治会長への周知 ・民生委員を通じた周知 ・市地域防災計画に記載	
検討中市町村数	3
取組んでいない市町村数	9
回答なし	0

4 避難所と避難方法について

(1)避難所における電源確保状況について

ア 指定避難所及び福祉避難所における電源の確保状況を記載してください。

指定避難所

全避難所で確保	12
一部避難所で確保	15
確保できていない	13
回答なし	2

福祉避難所

全避難所で確保	8
一部避難所で確保	16
確保できていない	17
回答なし	1

その他

市町村が保有する発電機等を必要な避難所に運搬	20
市町村が提携する機関・団体にて保有する発電機等を必要な避難所に運搬	5
上記以外の避難所にて発電機等を確保する体制	0

イ アのうち要電源児者の医療機器を使用するための電源の確保状況を記載ください。

指定避難所

全避難所で確保	4
一部避難所で確保	6
<p>想定して確保以外 記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稼働時間は医療機器の種類や使用人数等により変動する ・あくまで避難所運営用として、ガス・ガソリンを動力としたインバーター発電機(精密機械対応)を拠点避難所(小中学校)及び防災備蓄倉庫に配備しているが、発生時、緊急事態であれば該当避難所運営者と相談して使用することを案内している。 ・個別の想定はしていない ・医療機器を使用する目的で備蓄していないため不明 ・自家発電がない施設は、携帯型発電機を使って対応する。 	
確保できていない	31
回答なし	1

福祉避難所

全避難所で確保	5
一部避難所で確保	7
<p>想定して確保以外 記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源の確保ができていない施設もあるが、電源児者の利用目的としてどこまで準備されているかわからない。 ・稼働時間は不明 ・医療機器を使用する目的で備蓄していないため不明 ・自家発電がない施設は、携帯型発電機を使って対応する。 ・稼働時間の想定はしていない 	
確保できていない	29
回答なし	1

その他

市町村が保有する発電機等を必要な避難所に運搬	14
市町村が提携する機関・団体にて保有する発電機等を必要な避難所に運搬	2
上記以外の避難所にて発電機等を確保する体制	0

ウ 次の中から、要電源児者が使用できるよう市町村又は避難所で整備している物品等を記載してください。(複数回答可)

自家発電機(カセットボンベ式・ガソリン式)	30
上記以外の発電機器	7
<p>上記以外発電機器 記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リチウムイオンバッテリー ・ガス式 ・ハイブリッドタイプ ・蓄電池 ・携帯型発電機 ・ソーラー発電の非常電源装置 ・ガス式 	
酸素ボンベ	0
蘇生バッグ	0
痰吸引器(手動式・足踏式)	0
その他	1
<p>その他 記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自に備えている福祉避難所等もあるようだが、市としては把握をしていない。 	
整備していない	11

(2)避難先との調整

ア 想定している要電源児者の避難先を記載してください。(複数選択可)

指定避難所	9
福祉避難所	19
医療機関	21
かかりつけ医	10
最寄りの病院	9
災害拠点病院	6
主治医のいる病院	14
その他	0
個別計画において避難先を個別に検討	5
避難先の想定をしていない	10
その他	5

その他 記載

- ・自宅 ・災害発生後に設置される避難所運営委員会等と災害対策本部が整備し、検討する。
- ・その時点での本人の病状や、災害の規模・場所等により検討する。
- ・3名のうち1名については把握していない。

イ 避難先と想定している医療機関や福祉避難所の担当部局に対して、要電源児者の情報は周知されていますか。

障がい児者の情報を福祉避難所や医療機関に提供し、避難先として調整済である	2
避難先として想定はしているが、調整はできていない	20
避難先の想定をしていない	16
その他	4

その他 記載

- ・情報の収集ができていない ・該当者がいれば調整する ・要電源児者を把握していない
- ・2名は個人と医療機関との間で避難についての話し合いができています。

回答なし	0
------	---

5 要電源児者等における災害時の非常用電源の確保のための支援等

(1)日常生活用具給付・貸与

人工呼吸器の予備バッテリーの購入費を対象としている	2
痰吸引器の予備バッテリーの購入費を対象としている	1
その他電源を要する医療機器の予備バッテリーの購入費を対象としている	0
対象には含めていない	39

(2)(1)以外で市町村が実施している補助や事業について

該当あり	2
該当なし	36
回答なし	4

- ・災害時等非常時に在宅において人工呼吸器等を使用する住民に発電機を貸与する
- ・災害対策の一環として、発電し、または蓄電する機器(交流100V出力端子を備えたもの)の購入に対して、購入金額の2分の1を補助するもの。なお、補助限度額は20,000円としている。

6 県では、市町村が「要電源在宅重度障がい児者が災害時等に必要とする電源を確保するために購入した非常用電源装置(発電機、蓄電池等)の購入経費の助成」を実施した場合に、その事業に対する助成を検討しています。県が事業化した場合、貴市町村にて事業実施の有無、県事業の活用の有無を記載してください。また、検討している県事業について、ご意見がありましたら記載してください。

市町村事業	事業化する	22 (52%)
	事業化しない	11 (26%)
	回答なし	9 (21%)
県事業	活用する	25 (60%)
	活用しない	6 (14%)
	回答なし	11 (26%)

ご意見

- ・来年度当初予算にて日常生活用具で発電機の給付の対象とすることを検討しており、今後財政局と協議する予定である。県が事業化されれば活用したい。(事業化する・活用する)
- ・検討します(回答なし・回答なし)
- ・市内に人工呼吸器を利用する児者を災害時受け入れることができる大きな病院がなく、市の福祉避難所の発電機は医療機器に対応していないため。(事業化する・活用する)
- ・県事業の町への補助割合によって事業化を検討する。(回答なし・回答なし)
- ・令和3年度は予算化していないため事業化しないが、令和4年度以降に県が事業化した際は事業化等について検討する。(事業化しない・活用しない)
- ・県の補助対象となった場合には、日常生活用具給付又はニュー福祉機器の項目として追加し、助成対象とする。(事業化する・活用する)
- ・県事業の詳細が不明なため、市町村事業として事業化するか未定。(回答なし・回答なし)
- ・事業化の予定はないが、県で実施する場合は、今後検討していく。(事業化しない・活用しない)
- ・県助成があると助成規定が決めやすく、予算措置もし易くなり、実施しやすい。モバイル電源購入費助成についての市民要望も聞いている。(事業化する・活用する)
- ・これだけの情報では判断ができない。(事業化しない・活用する)
- ・県の補助率により事業化を検討する。県補助事業ニュー福祉機器の項目に追加等でも可。事業化する場合は県下統一でお願いしたい。(事業化する・活用する)
- ・この事業は、町として必要なことだとは考えます。担当課が不明なので、現時点で「事業化する」とは言い切れませんが、前向きに検討できればと思います。(回答なし・回答なし)
- ・現状では県制度の内容・要綱・予算額等の案が示されておらず、現状の情報のみで本町の実施の意向を示すことは困難である。事業化を予定しているのであれば、市町村における検討や予算措置等準備が必要であるため、早急にお示し願いたい。(回答なし・回答なし)
- ・内容により判断をしたい(事業化しない・活用しない)
- ・上記設問についての回答は、助成の実施が決定した際に要支援者を管轄する課等の協議により判断したいと考えております。(回答なし・回答なし)
- ・前向きに検討したいと考えているが、現状で事業化について言及できない。(回答なし・回答なし)

7 要電源児者に係る防災支援のあり方についてのご意見、また、要電源児者への支援に関して貴市町村での独自の取り組みや工夫されていることがございましたら記載してください。

- ・市として災害時に支援できる内容は、財政・人員ともに限りがある。
- ・移動ができる要電源児者は、災害時病院へ移動できるが、動かせない要電源児者は自宅で過ごすこととなるため、自宅の「電力確保」は絶対である。発電機、蓄電池等の補助事業があれば要電源児者の家族の安心に繋がる。しかしながら、要電源児者は、各種手当を受給しているため、全て補助するのではなく、一部補助とすることが望ましいと考える。
- ・非常用電源の確保及び整備には多額の費用がかかるため、国及び県の補助をお願いしたい。
- ・医療的ケア児者の把握や情報共有をどのようにしていくかを明確にする必要がある。
- ・要電源児者に限定してないが、地域生活支援拠点整備において、障がいの方の介護者が入院や冠婚葬祭などの、いざと言うときのための短期入所について体制づくりをしており、それも利用可能と考えている。
- ・特になし
- ・自治体というよりは電力会社の方が何かしらの情報を持っている可能性が高い。今後、電力会社とも連携し情報共有をするべきと思われる。
- ・厚労省や電源会社からの通知等は、要電源児者に郵送